

法人格	設立に必要な人数	定款認証の有無	定款認証手数料	公証役場で印鑑証明書が必要な者	設立時登録免許税	法務局で印鑑証明書が必要な者	出資金(財産)	法務局での添付資料 (ご用意頂きたい書類)
株式会社	発起人1人以上	認証受ける	52,000円程	発起人	最低15万円	取締役(非取締役設置会社の場合) 代表取締役(取締役設置会社の場合) * 監査役は印鑑証明書不要	1円以上	出資金の払込証明書
合同会社(LLC)	社員1人以上	認証不要	0円	なし	最低6万円	代表社員	1円以上	出資金の払込証明書
一般社団法人(理事会・監事を設置しない)	社員2名以上 理事1名以上	認証受ける	52,000円程	設立時社員	6万円	設立時理事全員 * 監事は、印鑑証明書不要	なし	
一般社団法人(理事会・監事を設置する)	社員2名以上 理事3名以上 監事1名以上	認証受ける	52,000円程	設立時社員	6万円	設立時代表理事 * 監事は、印鑑証明書不要	なし	
一般財団法人	評議員3人以上 理事3人以上 監事1人以上	認証受ける	52,000円程	設立者	6万円	設立時代表理事	300万円以上の財産を 拠出します。	拠出金の払込証明書
特定非営利活動法人(NPO法人)	社員10人以上 理事3人以上 監事1人以上	認証不要	0円	なし	なし	代表理事	なし	認証書

\* NPO法人を設立するには、初めに事務所所在地の管轄官庁に申請書を提出し、認証を受けなければいけません。5ヶ月から6ヶ月程かかります。

\* 電子定款の場合は、印紙代4万円が不要です。

\* 会社が発起人又は社員・設立者になるときは、会社の登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書が必要になります。

\* 印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものが必要になります。

\* 社員が理事及び監事を兼ねることも可能です。

\* 資本金は、1円以上であれば良いですが、対外的信用等を考慮して決めるので10万～300万の範囲で決めるケースが多いようです。

\* 法人代表印(会社実印)の発注